

# 行動指針

2020年9月25日

新型コロナウイルス対策室

段階レベル	段階レベル基準(内容)	授業・教育活動	研究活動	課外活動	施設利用	窓口対応	教職員
<b>【5】 緊急事態</b>	緊急事態宣言が発出されている状態 (重大な緊急事態)	遠隔授業(オンライン授業)のみ。	原則として在宅での研究活動とし、教育研究の準備・継続に必要な場合のみ入構を認める場合がある。	活動禁止	不可。	休止 メールでの問い合わせのみ対応する。	*自宅待機期間 《教職員共通》 ①【出勤】原則学内入構禁止。 業務上の理由でやむを得ず出勤が必要な場合、伺いを提出し許可を得る。 *万一感染が発生した場合、行動履歴が必要となるため出退勤の際は打刻が必要。(出退勤e-clocking) ②【出張】国内外の出張は、原則禁止。 ただし、やむを得ない国内出張は伺いを提出し許可を得る。 ③【会議】会議等は、小規模会議(10人以下)は、理由書を提出し許可を得る。 ④【学園バス】学園バスは運休
<b>【4】 高度な警戒</b>	緊急事態宣言は発出されていないが、外出の自粛等の要請が出ている状態	原則、遠隔授業(オンライン授業)。 人数を制限しての大学院生(博士後期課程、博士前期課程2年)および国家試験対策上必要な実験・実習・演習等)一部対面授業の実施。	学内での研究活動については、特に注意した上で許可する場合がある。	活動禁止	不可。	原則、メールまたは電話での問い合わせのみ対応する。	*自宅待機期間 《教職員共通》 ①【出勤】原則学内入構禁止。 業務上の理由でやむを得ず出勤が必要な場合には、伺いを提出し許可を得る。 *万一感染が発生した場合、行動履歴が必要となるため出退勤の際は打刻が必要。(出退勤e-clocking) ②【出張】国内外の出張は、原則禁止。 ただし、やむを得ない国内出張は伺いを提出し許可を得る。 ③【会議】会議等は、小規模会議(10人以下)は、理由書を提出し許可を得る。 ④【学園バス】学園バスは運休
<b>【3】 警戒</b>	大人数での行事、イベント等について自粛要請が出ている状態	原則、遠隔授業(オンライン授業) 人数を制限しての大学院生および学部卒業研究着手者、国家試験対策上必要な実験・実習・演習等の一部対面授業の実施。	学内での研究活動については、注意した上で許可する場合がある。	活動禁止	不可。 ただし、図書館について、人数・時間を制限して、利用を許可する場合がある。	原則、メールまたは電話での問い合わせに対応する。 一部、窓口対応を行う場合がある。	*出勤可 《教員》 ①【出勤】学内入構可。 ただし、業務上(授業・教育活動・研究活動・会議・出張等)の理由で出勤が必要な場合、伺いを提出し許可を得る。(庶務課宛)なお、自宅でのオンライン授業対応については、これまで通り継続することも可。 *オンライン授業および授業準備については、伺いの提出不要。 *万一感染が発生した場合、行動履歴が必要となるため出退勤の際は打刻が必要。(出退勤e-clocking) 《職員》 ①【出勤】学内入構可 *万一感染が発生した場合、行動履歴が必要となるため出退勤の際は打刻が必要。(出退勤e-clocking)  《教職員共通》 ②【出張】海外出張は禁止。 国内の出張は、安全条件のもと可。ただし、国内出張は伺いを提出し許可を得る。 ③【会議】会議等について、中規模会議(10人~50人)は理由書を提出し許可を得る。 ④【学園バス】学園バスは通常運行(送迎1便・2便)マイクロ運行は段階的に判断。
<b>【2】 注意喚起</b>	自粛要請は出していないが、感染への注意が必要な状態	原則、遠隔授業(オンライン授業) 人数を制限しての大学院生、学部卒業研究着手者および学部生の実験・実習・演習等の一部対面授業の実施。	感染拡大防止に注意して、通常通りの研究活動を認める。	原則、活動禁止 一部、大学が許可する場合がある。	人数を制限して、利用を許可する場合がある。	可能な限り、メールまたは電話での問い合わせを行う。 感染拡大防止に注意して窓口業務を実施する。	*出勤可 《教員》 ①【出勤】学内入構可。 自宅でのオンライン授業対応については、これまで通り継続することも可。 *万一感染が発生した場合、行動履歴が必要となるため出退勤の際は打刻が必要。(出退勤e-clocking) 《職員》 ①【出勤】学内入構可。 なお、万一感染が発生した場合、行動履歴が必要となるため出退勤の際は打刻が必要。(出退勤e-clocking)  《教職員共通》 ②【出張】海外出張は禁止。 国内の出張は、安全条件のもと可。 ③【会議】会議等について、中規模会議(10人~50人)は可 ④【学園バス】学園バスは通常運行(送迎1便・2便)マイクロ運行は段階的に判断。
<b>【1】 注意</b>	ほぼ平常時であり、感染の危険がない状態	感染拡大防止に注意して、授業の実施を行う。遠隔授業の利用も併用。	ほぼ通常通り。	感染拡大防止に注意して活動を認める。	感染拡大防止に注意して利用を許可する。	感染拡大防止に注意して窓口業務を実施する。	*出勤可 《教員》 ①【出勤】学内入構可。 自宅でのオンライン授業対応については、これまで通り継続することも可。 *万一感染が発生した場合、行動履歴が必要となるため出退勤の際は打刻が必要。(出退勤e-clocking) 《職員》 ①【出勤】学内入構可。 *万一感染が発生した場合、行動履歴が必要となるため出退勤の際は打刻が必要。(出退勤e-clocking)  《教職員共通》 ②【出張】海外出張は禁止。 国内の出張は、安全条件のもと可。 ③【会議】会議等について、大規模会議(50人以上)可。 ④【学園バス】学園バスは通常運行(送迎1便・2便)マイクロ通常運行。
<b>【0】 通常</b>	平常時の状態	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

※遠隔授業(オンライン授業)の実施期間内は、学生の入構について原則禁止とする。

※「行動指針」による段階レベルの判断は、国・県で発出した内容を鑑み、神奈川工科大学新型コロナウイルス感染対策室にて決定する。  
なお、本「行動指針」については、今後の状況により変更する場合がある。